

会 長 声 明

関西テレビ放送の情報報道番組「発掘！あるある大事典」の捏造問題の発覚を機に、総務省は再発防止のための実効ある具体的な措置が必要であるとして従前の行政指導を強め、放送事業者に対し、虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送で、国民生活等への悪影響や国民の権利侵害のおそれがある場合、再発防止計画の提出を求め、提出された計画に大臣意見を付して、公表する制度の導入を検討していることを発表した。

もとより、全ての放送事業者は国民の知る権利に奉仕する役割を担っており、真実を報道し、健全な民主主義の育成に寄与することが期待されている。それ故、その内容が故意に歪曲されたり、虚偽であってはならない。今回の捏造問題は、放送事業者の本来的使命を忘れた愚挙であって、厳しく糾弾されても止むを得ない。

しかし、放送内容に関する判断は、判断者によって微妙な違いが生じかねず、政治に関する報道を含めた全ての放送内容に対してこれを免許権を有する行政に委ねることは、報道の自由ひいては民主主義の根幹である表現の自由、言論の自由に対する行政の介入を招くおそれが大きい。行政介入は、放送事業者を萎縮させ、権力機関の監視と真実追及という放送事業者に課せられた本来の役割が期待できなくなる。放送内容に関わる問題は、それが例え倫理的なものであったとしても、第一義的には放送業界の自浄努力による改善と国民の普段の監視・批判によって解決することが望ましい。

第三者機関である放送倫理・番組向上機構（ＢＰＯ）、ＮＨＫ、民放連の三者はＢＰＯの機能や権限を強化し、新たに「放送倫理の確立と再発防止に関する委員会」を設置し、同委員会において虚偽の内容の放送により視聴者に著しい誤解を与える疑いのある番組について審理し、放送事業者に対し、勧告又は見解を通知・公表し、再発防止計画の提出を求め、意見を付して公表するとした。更に、民放連では、放送倫理確立に向けた「施策大綱」を決めこれに基づく対策をおこなうことを決定した。

大阪弁護士会は、放送法を改正して再発防止計画を導入しその解決を図るよりも、放送事業者が倫理問題を自主的に解決しようとする自浄努力を見守ることによって再発防止を図ることが望ましいと考える。従って、今回の放送法改正案から再発防止計画の提出を求める制度を除外し、広く国民・視聴者の意見を募るなど、幅広い慎重な協議を期待する。

2007年（平成19年）3月30日

大阪弁護士会

会長 小寺 一 矢